

# 難病指定医療機関・難病指定医のオンライン申請システムについて

## 概要

令和7年12月8日時点

難病指定医療機関・難病指定医の申請について、R8.1.31をもって現行システム（事業者申請ポータル）での受付を終了し、**R8.2.1から、新システム（埼玉県事業者オンライン申請サービス）での受付を開始します。**

## 新システムの特徴

●申請書様式を画面に表示させながら、必要項目を入力欄に入力していく仕様  
■紙に記入する際と同じ要領で作成可能



●重複する入力項目は削除又は自動引用での入力となるよう設定  
■申請者の負担軽減を図った仕様

●現行システム同様、申請から指定書交付まで、オンライン上で完結



●2回目の申請以降は、過去の申請データを引用し、必要項目を追記・修正するだけで提出可能  
■現行システムで申請したデータも新たなシステムに引継ぎ、過去申請データとして引用可能

## 新システム入力画面（イメージ）

様式第3号（第1回回数）

指定医療機関指定申請書 [\[新規\]](#) [\[更新\]](#)

令和7年11月1日

（宛先） 埼玉県加須

開設者・事業者の代表者

件名  指定医療機関登録テスト

氏名又は名称

明細の患者等に関する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、指定医療機関の指定を受けたもので申請します。また、申請に当たり、同法第29号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

区分 (該当するものに○)	1病院	2診療所	3保険薬局
（1）指定医療機関事業者等 (右の該当するものに○)	<input type="checkbox"/> 指定医療機関事業者 指定公認サービス事業者 指定介護サービス事業者		
（2）フリガナ 名	サイタマケンチヨウビヨウイン		
所在場所	埼玉県行田市		
電話番号			
コード	1	1	
（該当している治療名 (医療・診療行為のみ記載)			
役員の氏名及び職名	氏名	職名	

注1 「開設者・事業者の代表者」について。指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに当該事業者の代表者の住所及び氏名を記入すること。  
注2 「コード」欄について。病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は先端コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険料支拂番号を記載すること。

事業者名称

指定医療機関情報

医療機関区分  病院  診療所  保険薬局  指定訪問看護事業者  指定介護サービス事業者

医療機関名称

医療機関の正式名称を記入してください。  
病院対策課

医療機関名称（フリガナ）

郵便番号  ハイフンなしで入力してください。  
例) 330-0000

医療機関所在地  この項目を入力してください。

電話番号  ハイフンなしで入力してください。  
例) 048-123-4567

コード  3桁目について、医科は「1」、歯科は「2」、薬局は「3」、  
医療機関は「4」を入力してください。  
残りの7桁には、厚生局から付与されたコードを入力してください。  
※「歯科」としても指定を受ける場合は、「歯科」の医療機関コードとして別途申請が必要です。

左側に申請書、右側に入力欄  
が表示されます。  
入力欄に入力した文字が左側  
申請書の対応項目に表示され  
ます。

現行システム（事業者申請ポータル）で申請した過去の申請は、  
新システムでのユーザー登録の  
際に「紐づけキー」※を入力す  
ることで引用することができます。

※紐づけキーについては次頁を御参照く  
ださい。



## 新システム移行に伴う手続きや注意事項

### ○別システムへの移行になるため、新たにユーザー登録が必要になります。

これまでに事業者申請ポータルを使用して事業者登録をしていた申請者についても、新システム（埼玉県事業者オンライン申請サービス）へのユーザー登録が必要になります。お手数をおかけしますが、御対応をお願いいたします。

### ○事業者申請ポータルに登録されている申請データを新システムに引継ぐための“ひと手間”が必要になります。

新システムにユーザー登録する際、当課からお知らせする「紐づけキー」を入力していただくことになります。この「紐づけキー」によって過去に申請したデータを引用することが可能となります。

また、以前の申請は紙で提出し、事業者申請ポータルを利用したことがない医療機関が新システムにてオンラインの申請（変更・更新・辞退）を行う場合も「紐づけキー」を入力することで、過去の申請データを引用することができます。

なお、「紐づけキー」については、令和8年1月中に送付予定の下記周知資料と併せて御案内の予定です。

## 新システムの周知・マニュアルについて

● 令和8年1月中には、指定医療機関については法人または医療機関宛て、指定医については指定書記載の医療機関宛てにシステム移行に関する御案内等を送付する予定です。

※なお、当課がメールアドレスを承知している関係機関にはメールで御連絡する予定です。

●マニュアルについては令和8年1月下旬に以下の埼玉県ホームページに掲載予定です。

○難病指定医療機関HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/siteiiryokikan.html>

○難病指定医HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/siteii.html>